

令和7年度佐賀県原子力防災訓練の実施に係る評価業務 仕様書

1. 目的

佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市が主催する令和7年度佐賀県原子力防災訓練（以降、「訓練」という。）において、原子力防災に関する最新の知見を有しているものによる訓練実施状況の評価を行い、原子力防災体制の強化を図る。

2. 訓練概要

訓練名：令和7年度佐賀県原子力防災訓練

日程：令和7年度中に1日間実施

評価対象訓練：佐賀県と協議の上選定した訓練項目において評価を実施

3. 業務内容

（1）業務実施計画書の作成

佐賀県と協議の上、当該業務に関する業務内容、実施体制及び実施工程等をまとめた業務実施計画を作成する。

（2）評価実施要領の作成

佐賀県地域防災計画（原子力災害対策編）、関係市町の地域防災計画（原子力防災計画編）及びその他関連計画並びに令和7年度佐賀県原子力防災訓練実施要領等を基に、佐賀県と協議の上、着眼点、チェックリスト等からなる評価実施要領を作成する。

（3）評価の実施

- ① 訓練項目の中から佐賀県と協議の上選定した訓練項目において、13名の評価員を配置し訓練評価を行う。
- ② 訓練参加者（防災関係機関、住民）に対するアンケートを行う。
- ③ 評価員については、原子力防災に関する最新の知見を有しているものを配置するものとし、前日までに会場の下見を行う。
- ④ 当日は評価の実施とともに写真による活動状況の記録を行う。

（4）評価結果の整理・分析

訓練参加者のアンケート結果及び評価員による評価結果の取りまとめを行う。

評価等の結果の取りまとめに際しては、「良好な事項及び助長策」、「改善すべき事項及び今後の対策」に分け、「改善すべき事項及び今後の対策」については、具体的な改善方法及び当該方法を推奨する根拠を合わせてまとめる。

（5）訓練評価報告書の作成

① 訓練評価中間報告書の作成

終了後に訓練参加者のアンケート結果及び評価員による評価結果の取りまとめ、令和7年度佐賀県原子力防災訓練評価結果中間報告書を作成する。

② 訓練評価最終報告書の作成

①で取りまとめた中間報告書に意見交換会での意見を反映させ、令和7年度佐賀県原子力防災訓練評価結果報告書を作成する。なお、訓練評価最終報告書については概要版の作成も行うこと。

(6) 打合せ及び意見交換会への出席

① 打合せへの出席

業務実施においては、佐賀県庁において3回程度の打合せを行う。なお佐賀県庁における打合せの実施が困難である場合は、ウェブ会議など佐賀県が指定する方法により打合せを実施する。

② 意見交換会への出席

訓練終了後に開催される関係機関との意見交換会に出席し、(5)①で作成した中間報告書について説明を行う。説明内容、資料については県と協議の上準備を進めることとする。

4. 履行場所

佐賀市、玄海町、唐津市、伊万里市 ほか

5. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

6. 提示する資料

本業務に関連して、佐賀県は以下の資料を受注者に提示する。

- ・玄海地域の緊急時対応
- ・佐賀県地域防災計画（原子力防災計画編）
- ・その他原子力防災に関するマニュアル、要領等

7. 成果品の提出等

本業務の提出図書の提出部数・方法等については、次のとおりとし、提出後に佐賀県の確認を受けるものとする。

提出図書		提出部数	提出期限
イ	業務実施計画書	1部	契約締結後2週間以内
ロ	評価実施要領	1部	実動訓練実施日の2週間前
ハ	アンケート取りまとめ結果	1部	訓練実施日から概ね1ヶ月後
ニ	訓練評価中間報告書	1部	訓練実施日から概ね1ヶ月後
ホ	訓練評価最終報告書 (概要版及び詳細版)	1部	意見交換会から概ね1ヶ月後
ヘ	業務完了報告書	1部	この業務完了後直ちにかつ契約期間内に提出

(1) 提出の方法

提出図書は、パイプファイル等に綴じ込んだ上、提出するものとする。なお、仕様は A 4 判（図・写真等はカラー）、用紙の規格は上質紙とする。

また、本業務の実施の過程において、受注者が収集した資料（書籍、各種報告書、会議資料、パンフレット、チラシ、音声記録物、画像記録物、動画記録物等）、情報（一次情報及び加工、整理、集約等をした二次情報等）及び受注者が作成した資料などを整理の上、合わせて提出すること。

なお、これらの資料等については、今後、他の会議等でも使用する機会が想定されることから、データの整理方法に配慮するものとする。

(2) 電子データ

上記（1）について、電子データ（DVD-R 等）を 1 部提出すること。

電子データは、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」又は「Microsoft PowerPoint」で編集可能なファイル（図、画像などを含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるもの。）及び Adobe Acrobat standard にてテキスト、図、画像などを含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるものを提出すること。

(3) 提出先

佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課
佐賀県佐賀市城内 1 丁目 1 番 5 9 号

8. その他

本仕様書に記載されている事項及び記載されていない事項について疑義が生じた場合、佐賀県と協議の上で決定するものとする。